

新型コロナウイルス感染症に係る教育委員会事務局の対応について

標記の件について、令和3年7月29日開催の文教常任委員会で報告した後の対応について、下記のとおり報告する。

記

1 「新型コロナウイルス感染症に係る区立小・中学校及び幼稚園等の運営方針」について

(1) 主旨

文部科学省から令和3年8月20日付「小学校、中学校及び高等学校等における新学期に向けた新型コロナウイルス感染症対策の徹底等について」が通知された。同事務連絡並びに、区内児童・生徒の感染者増や医療機関の病床のひっ迫状況等を踏まえ、区における9月1日以降の区立小・中学校及び幼稚園、認定こども園における運営方針を取りまとめた。

(2) 運営方針の内容

別紙のとおり

2 緊急事態宣言期間中（9月12日まで）におけるその他の事業

(1) 新BOP

- ・学童クラブは保護者に利用の自粛を求め運営
- ・BOPは休止を継続する。

(2) 学校施設開放

感染防止対策を徹底した上で学校施設を開放。開放時間は20時まで。

(3) 図書館・図書室・図書館カウンター

感染防止対策を徹底した上で開館する。2時間以内での利用を要請するとともに、必要に応じて密集が発生しないように入場整理を行う。

3 区立小中学校での感染発生状況（直近3か月の推移）

	区立小学校		区立中学校		合計	
	人数	学校数	人数	学校数	人数	学校数
6月	12人	12校	3人	3校	15人	15校
7月	63人	55校	19人	19校	82人	74校
8月（30日時点）	225人	174校	96人	82校	321人	256校

(注) 人数については、児童・生徒及び教職員等の陽性者数。

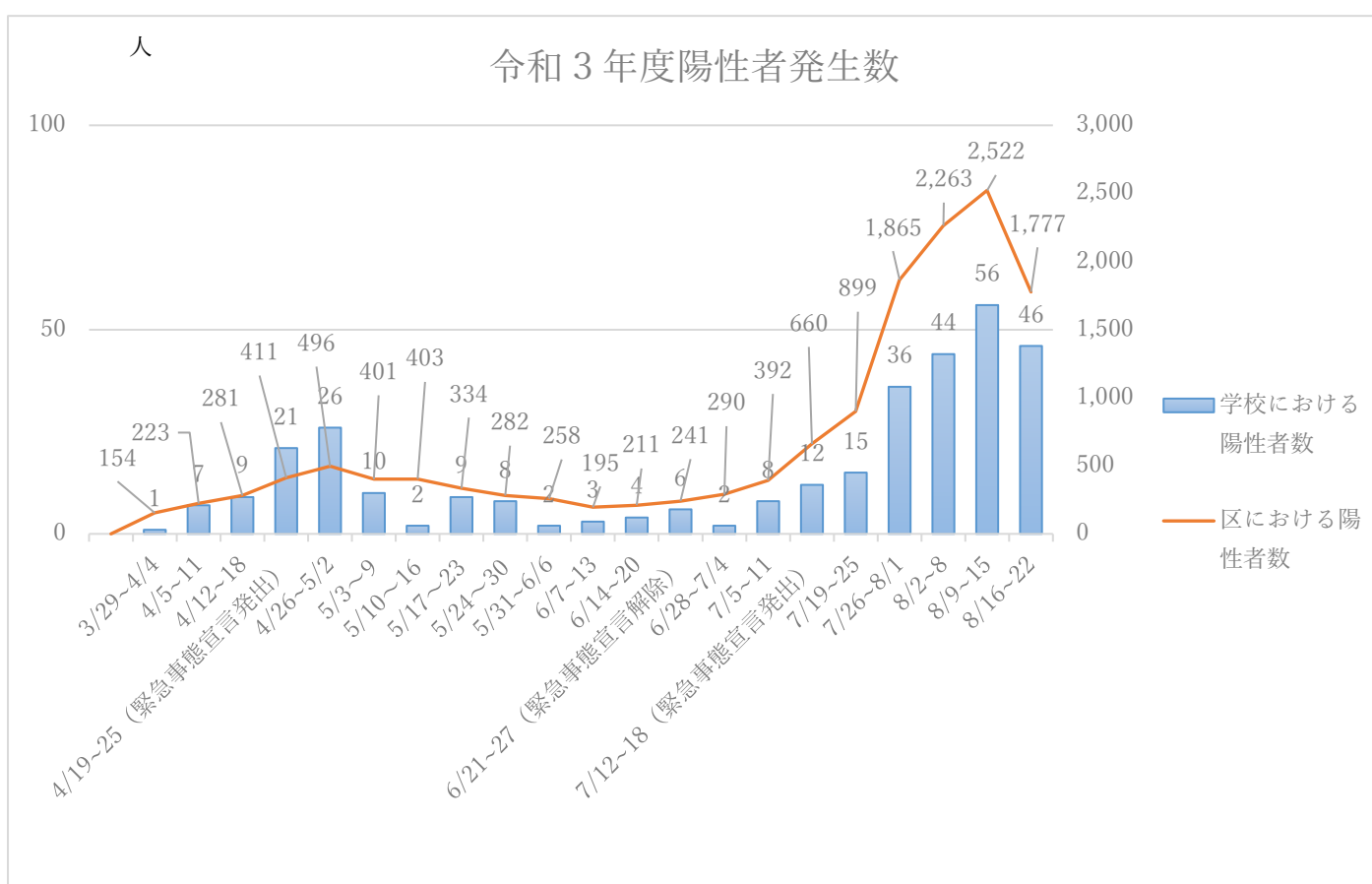
学校数については、同一月内で関連性が認められない陽性判明が複数あった場合はそれぞれ計上している。（例）4月1日A校で陽性判明、4月25日A校で陽性判明の場合2校で計上。

新型コロナウイルス感染症に係る区立小・中学校及び幼稚園等の運営方針について

1 主旨

文部科学省から令和3年8月20日付「小学校、中学校及び高等学校等における新学期に向けた新型コロナウイルス感染症対策の徹底等について」が通知されたところである。今般、同事務連絡並びに、区内児童・生徒の感染者増や医療機関の病床のひっ迫状況等を踏まえ、区における9月1日以降の区立小・中学校及び幼稚園、認定こども園における運営方針をとりまとめたので報告する。

2 区立小・中学校、幼稚園における感染状況の推移（児童・生徒・園児）



3 9月以降の対応

(1) 基本的な取り組み

- ① 児童・生徒・園児の学びや心身の健康を保障するためにも、検温や健康観察、3密や特にリスクの高い活動の回避、マスクの適切な着用、手洗い等の感染症防止対策をこれまで以上に徹底する。
- ② 学校内で感染が広がっている可能性が高い場合などには、その範囲に応じて抗原定性検査を実施し、その結果及び保健所や学校医等の助言を踏まえて、児童・生徒等の登校について検討し判断する。

- ③ 外からウイルスを持ち込ませないために改めて各家庭への協力を呼びかけ、登校前の検温や健康観察等を励行し、発熱や倦怠感、のどの違和感などの風邪症状があり、普段と体調が少しでも異なる場合には、児童・生徒等、教職員ともに自宅での休養を徹底する。
- ④ 学級閉鎖等により登校できない児童・生徒や、感染症等への不安により登校を控える児童・生徒には、オンラインによる授業参加や ICT を活用した学習、学校情報や学習課題等の定期的配信など、児童・生徒の実態等に応じた支援を実施することを基本とする。
- ⑤ 給食等の場面では、感染リスクが高まることから、換気や手洗い、席の配置の工夫、会話を控える、食後のマスクの着用等の感染症対策を徹底する。
- ⑥ 校外での活動は、基本的に延期又は中止とする。
- ⑦ 不特定多数の人が参加する活動は、基本的にオンラインでの実施又は延期とする。
- ⑧ 部活動は、大会やコンクール等の参加に向けた練習のみ可とする。その際、原則的に校内において平日のみ、17時までとする。身体的距離を十分とることができない練習を行う際は、可能な限りマスクを着用し、感染対策を徹底する。その場合は生徒の体調の変化に注意し、熱中症等の事故防止に留意する。また、着替えや休憩時は3密を回避し、水分補給等でマスクを外す時はタイミングをずらすなど十分な距離を確保する。
- ⑨ 各種行事等は、内容や方法を工夫した上で、感染状況等を踏まえ柔軟に対応する。
- ⑩ 宿泊を伴う行事は、緊急事態宣言期間中は実施せず、延期又は中止とする。
- ⑪ 夏季休業明けの児童・生徒等の心のケアについて、きめ細やかに健康観察や健康相談等を行い、児童・生徒等の状況を的確に把握するとともに、スクールカウンセラー等による支援を行うなど、児童・生徒等の心のケアに適切に対処する。

(2) 検査体制の強化

① 現在の検査体制

- ・小・中学校等において陽性者が発生した場合、接触状況等に鑑みて社会的検査を実施。
- ・感染拡大に伴って陽性者の発生から社会的検査の実施までに数日を要している。

② 今後の検査体制

ア) 目的：小・中学校等においていち早く陽性者を発見し、感染拡大を抑えるため、2学期が始まる9月から12月末までは社会的検査の臨時的な対応として抗原定性検査を実施する。

抗原定性検査：自宅で鼻腔から自己採取を行う。1時間以内で結果判明。

イ) 検査対象：区立小・中学校、ほっとスクールの児童・生徒、教職員等（新BOPの児童・職員を含む）及び区立幼稚園、認定こども園の園児、職員

ウ) 検査するケース：

- ・社会的検査の補完的实施（陽性者発生後、直ちに検査キットを対象者に配付する。）
- ・宿泊行事、大会等参加に向けて行われる部活動への参加にあたって、安心して参加できるよう行う検査。

(3) 感染拡大に伴い令和3年に所得が急変した家庭への支援

新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、令和3年に所得が急変した家庭への支援のため、昨年度に引き続き、当該家庭について令和3年所得に基づき、就学援助の審査・認定を行う特例申立を実施することとし、9月より保護者あて周知を行う。

なお、本件は、令和3年度予算内で対応する。(想定人数：80人程度)

※就学援助は、通常前年所得に基づき、審査・認定を行っている。

4 感染拡大抑止に向けた分散登校等の実施について

これまで経験したことのない感染拡大の局面を迎え、2学期開始後、教育活動に支障が生じることが想定される。については感染症対策の徹底と児童・生徒の学習機会の確保を図るため、9月1日以降、以下のとおり学校運営に取り組む。

(1) 短縮授業

【実施内容】

- ① 期間 令和3年9月1日(水)・2日(木)の両日
- ② 対象 全区立小・中学校
- ③ 実施方法
 - ・各学校では新学期明けの児童・生徒の健康観察を実施
 - ・授業は午前中までとし、給食の提供は可

(2) 分散登校

【実施内容】

- ① 期間 令和3年9月3日(金)～12日(日)
※区内の感染状況等を踏まえ13日以降の延長を行う場合は、8日(水)を目途に期間等を決定し、保護者へ周知を行う。
- ② 対象 全区立小・中学校
- ③ 実施方法 各学級で登校する人数を半分(A・B班)に分割して1日おきに登校

	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12
	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日
全 日 6 H	A 班	休 校	休 み	B 班	A 班	B 班	A 班	B 班	休 校	休 み

※9月中の土曜授業は実施しない

- ④ ホームルーム・朝の会等
 - ・自宅学習する児童・生徒とは1日1回以上Zoomで安全を確認する。
- ⑤ 学習方法
 - ・対面授業をZoom及びTeamsで配信する。
 - ・自宅にいる児童・生徒はオンラインで授業に参加する。
 - ・児童の発達段階やICT操作の習熟度、学習内容等を考慮して時間や内容を工夫する。
 - ・Qubenaやロイロノートスクール等を活用した学習を行う。小学校低学年においては、発達段階に応じた活用を工夫する。
- ⑥ 給食 登校する児童・生徒等を対象に通常通り実施する。

(3) 学校休業

分散登校などの感染症対策を行ったうえで、なお、著しく感染者が増加し、この先の教育活動が困難と判断された場合は、保健所の助言等を踏まえ、全区立小・中学校の休業を実施する。

【実施内容】

- ① ホームルーム・朝の会等 1日1回以上 Zoom で実施して児童・生徒の安全を確認する。
- ② 学習方法 分散登校と同様に ICT を活用した学習を進める。

(4) 共通事項

- ① 感染拡大による分散登校等の実施に際し、自宅に Wi-Fi 環境が整備されていない場合や、特段の事情等がある児童・生徒は登校を可とする。
- ② 分散登校等により、給食が提供されない場合、就学援助対象者へその日数に応じた給食費相当額を支給する。
- ③ 感染による児童・生徒への出席停止や学級閉鎖等といった措置はこれまでどおり必要に応じ実施し、当該分散登校等と連動させながら学校を運営する。
- ④ 分散登校等の間、新 BOP 学童クラブは、必要に応じて人員の確保等、体制を整えた上で、1日育成等の対応を行う。
- ⑤ 区立幼稚園・認定こども園において分散登園や休園を実施するにあたり、医療、交通、金融、社会福祉等の社会生活を維持するうえで必要なサービスに従事しているなど、保護者が仕事を休むことが困難な家庭の子どもについては保育の提供を行う。